ASBJ

第 550 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(3)-7
日付	2025 年 7 月 3 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 241 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 241 回金融商品専門委員会（2025 年 6 月 30 日開催）において、財務諸表以外の開示への参照、期中期間の簡便的な会計処理に関する検討及び補足文書に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（財務諸表以外の開示への参照についての意見）

2. 該当する参照先が実質的に存在しない可能性があることから、事務局提案に同意する。なお、当該定めを取り入れるのであれば、具体的に該当する公表物を定めた方がよいと考える。

3. 以前の専門委員会においては、財務諸表以外の開示への参照の定めだけを事後的に取入れるのは現実的に難しいと考えられるため、参照規定の取入れに賛同する意見を申し上げた。しかしながら、実務上の課題や懸念が聞かれているということであれば、現時点における便益を勘案して事務局提案に同意する。

（期中期間の簡便的な会計処理についての意見）

4. 前年度末等と著しく状況の変化がない場合には前年度末等で使用した仮定等を用いることができる旨の記載は、開示の迅速性に配慮したものであり、仮定等には貸倒実績率も含むと考えられることから、案 3 に同意する。一方、調整後貸倒実績率を使用する企業が存在するのであれば、案 2 に関する記載をどこかに含めた方がよいと考える。

5. 簡便的な会計処理を採用した場合にその旨の注記が不要であれば案 3 を採用することも考えられるものの、注記が必要ということであるならば、案 2 を採用した方がよいと考える。

（補足文書に関する検討についての意見）

<u>当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る予想信用損失の算定に関する補足文書についての意見</u>

6. 実務に配慮し、当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る予想信用損失の算定に関する補足文書を作成することに同意する。

7. 資料(4)別紙第4項の当座貸越契約及び貸出コミットメントに基づいて実行された貸付金のデフォルト発生時における残高の見積りに関する記載について、具体的な見積り方法を記載しないという理解でよいか確認したい。

8. 規制上の目的で用いられる数値は、予想信用損失の算定において用いられる過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報に該当しないこととなるのか確認したい。

9. 資料(4)別紙脚注6について、表現が強いと考えられるため、会計基準で要求される数値として利用できるか確認せずに規制上の目的で用いられる数値をそのまま用いることはできないといった表現に変更することを検討して頂きたい。

10. 取引の規模によってはデータが統計上有意な水準とならないケースもあると考えており、資料(4)別紙脚注5に記載されているとおり、一般的な重要性に基づいて判断することがあると考えている。これに関連して、資料(4)別紙第7項の「企業固有の状況に応じた」という点を明確に記載しておいて頂きたい。

信用リスクの著しい増大に関する判定についての補足文書についての意見

11. 資料(5)別紙2第9項について、要判定格付のうち上位の格付に区分される場合は、信用リスクが著しく増大していないと反証することができる場合もあると考えられる。

12. 資料(5)別紙2第10項及び第11項におけるシミュレーション計算を行う方法について、PDを予想信用損失の算定に用いるという趣旨か、ポートフォリオ単位で算定するという趣旨か確認したい。

13. 金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針（以下「予想信用損失適用指針」という。）では、定性的情報や非統計的な定量的情報を信用リスクの著しい増大に関する判定に用いることができるとしており、この点を補足文書においても記載する方がよいと考える。

CECLモデルに基づく情報の開示方法に関する補足文書についての意見

14. 資料(6)別紙の開示例1及び開示例2は、作成者の負担を勘案して米国会計基準に基づく貸倒引当金に関する情報を別掲する案であるため、賛成する。

15. 資料(6)別紙の開示例3について、何らかの方法で信用リスクの著しい増大に関する判定が可能である場合においては、優良先や短期の債権から生じる貸倒引当金については12か月の予想信用損失に含める方がより企業の実態を表すことになると考える。

16. 事業会社の営業債権については、予想信用損失適用指針、IFRS会計基準及び米国会計基準のいずれにおいても全期間の予想信用損失が計上されることとなると考えられる。この点、事業会社の営業債権に対する開示については、資料(6)別紙において示している開示例のような記載は求められないことを明示することが実務上有用と考える。

以　上